

公益社団法人地域医療振興協会 西予市民病院・野村地域医療センター
個人情報の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、西予市民病院・野村地域医療センター（以下「施設」という。）が保有する個人情報の取扱いに関して遵守すべき義務等を含め、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

また、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の措置を明らかにし、二次被害の防止、類似事案の発生回避に努めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第7条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成し

たものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

- 5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 この規程において「保有個人データ」とは、施設が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、次に掲げる公益その他の利益が害されるもの以外のものをいう。
 - 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 7 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この規定において「匿名加工情報データベース等」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるものの他、特定の匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 10 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 11 この規程において「仮名加工情報データベース等」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるものの他、特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 12 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 13 この規程において「個人関連情報データベース等」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるものの他、特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 14 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等
 - 四 地方独立行政法人
- 15 この規程において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、前項各号に掲げる者を除く。
- 16 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- 17 この規程において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院

（責任体制）

- 第3条 施設における個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処するために個人情報保護管理者を置く。
- 2 個人情報保護責任者は、管理者が当たり、施設の個人情報保護に関する責任者として個人情報保護活動の業務を行う。
- 3 個人情報保護管理者は、この規程の目的を達成するために部門ごとに個人情報保護監督者を置くことができる。

- 4 個人情報保護管理者は、職員の中から個人情報保護に関して十分理解を持つものを選任し、当該職員に、職員が個人情報保護に関する理念の理解を深めること並びに施設の規程及びその規程に基づく規則を遵守することに関して権限を与えることができる。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報保護の推進を図るため、個人情報保護推進委員会を設置することができる。
- 6 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の窓口を設けなければならない。
- 7 個人情報保護管理者は、第 18 条第 2 項の検討のため、個人情報開示に関する検討会等、協議の場を設けなければならない。

第 2 章 個人情報の取得

(利用目的の特定)

- 第 4 条 施設は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 施設は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第 5 条 施設は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 施設は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
 - 3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(不適正な利用の禁止)

- 第 5 条の 2 施設は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第6条 施設は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 施設は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律第57条第1項各号に掲げる者、その他、国の行政機関である個人情報保護委員会（以下「個人情報保護委員会」という。）規則で定める者により公開されている場合

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（協会と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 施設は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 施設は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 施設は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすお

それがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの利用・管理

(個人情報の内容の正確性の確保等)

第8条 施設は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 施設は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員の監督)

第10条 施設は、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第11条 施設は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託された者においてこの規程又はこの規程に基づく規則に準じて当該個人データの安全管理が図られるよう、当該委託された者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

委託された者において、この規程又はこの規程に基づく規則と同等の規則が定められている場合には当該規則によることができる。

(漏えい等の報告等)

第11条の2 施設は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、同規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、施設が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、同規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、施設（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第12条 施設は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者

に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 施設は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 施設の名称、住所、代表者の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 施設は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、前項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更する場合は、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 施設が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利

用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 施設は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所、代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第13条 施設は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 施設は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 施設は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 施設は、個人データを第三者（第2条第14項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第12条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第12条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 施設は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 施設は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第12条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体が代表

者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、施設が同項の規定による確認を行う場合において、施設に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 施設は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 施設は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第15条の2 施設は、第三者が個人関連情報（個人関連データベース等を構成する者に限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第12条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第13条第3項の規定は、前項の規定により施設が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により施設が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第4章 施設の保有する個人データの取扱い

（利用目的等の公表等）

第16条 個人情報保護管理者は、次に掲げる事項について文書等とし、第24条第2項の窓口に備え置き、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 施設の名称、住所、代表者の氏名

二 全ての保有個人データの利用目的（次に掲げる場合を除く。）

ア 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 利用目的を公表することにより施設の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場

合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

三 本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求める手続

四 本人が識別される保有個人データの開示を求める手続

五 本人が識別される保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求める手続

六 本人が識別される保有個人データの利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求める手続

七 本人が識別される保有個人データの第三者への提供の停止を求める手続

八 第3号及び第4号の手続の手数料の額

九 第24条第2項に規定する窓口

2 個人情報保護管理者は、第三者に提供される個人データがあるときは、次に掲げる事項について文書等とし、第24条第2項の窓口に備え置き、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 施設の名称、住所及び代表者の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される保有個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 第1項及び第2項に掲げる事項については、随時の説明により、配慮するものとする。

4 個人情報保護管理者は、利用目的等の公表等について、法令に定めがある場合には、当該法令の規定に従わなければならない。

（利用目的の通知）

第17条 個人情報保護管理者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次に該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

一 当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 利用目的を本人に通知することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

三 利用目的を本人に通知することにより施設の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

四 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第18条 本人は、個人情報保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が

困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 施設の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

- 3 個人情報保護管理者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 第 2 項の各号に該当する可能性がある場合には、個人情報開示に関する検討会等、協議の場を設け、個人情報保護管理者の承認を受けなければならない。この場合、保有個人データの取得者、関係者の意見を聴かなければならない。
- 5 開示の求めは代理人により行うことができる。
- 6 個人情報保護管理者は、本人から開示の求めがあった場合、参考となる情報を提供するなど本人の利便を考慮した支援を行うものとする。
- 7 他の法令の規定により、本人に対し第 2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。
- 8 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 14 条第 1 項及び第 15 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。）について準用する。

（訂正等）

- 第 19 条 本人は、個人情報保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令以外の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
 - 3 個人情報保護管理者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

- 第 20 条 本人は、個人情報保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 5 条若しくは第 5 条の 2 の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 6 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者への提供の停止)

第 21 条 本人は、個人情報保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 12 条第 1 項又は第 13 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データを協会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 11 の 2 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 個人情報保護管理者は、前条第 1 項若しくは本条第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は本条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(第 18 条第 4 項等及び第 5 項の規定の利用目的の通知等への準用)

第 22 条 第 18 条第 5 項及び第 6 項の規定は、第 17 条の利用目的の通知、第 19 条の訂正等、第 20 条の利用停止等及び第 21 条の第三者への提供の停止について準用する。この場合、「開示」とあるのは、それぞれ「利用目的の通知」、「訂正等」、「利用停止等」及び「第三者への提供の停止」と読み替えるものとする。

第5章 施設の苦情処理対応

(苦情への対応)

第23条 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いその他これに関する事項の苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報保護管理者は、第17条の利用目的を通知しない旨の決定、第18条第2項の個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定、第19条の個人情報の全部又は一部について訂正等をしない旨の決定、第20条の個人情報の全部又は一部をについて利用停止等をしない旨の決定又は第21条の個人情報の全部又は一部をについて第三者への提供を停止しない旨の決定を行ったときは、その理由を文書で説明するとともに、求めがあった場合には、口頭でも説明するように努めるものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項の決定に対し、本人から苦情があり、苦情に相当の理由があると認められるときは、個人情報保護推進委員会に諮って決定の適否について検討するものとする。

第6章 施設の個人情報保護対応窓口

(利用目的の通知等の手続及び窓口)

第24条 個人情報保護管理者は、次に掲げる事項の手続（第6号に掲げる事項を除く。）を別に定めるとともに、その窓口を設けなければならない。

- 一 利用目的の通知
- 二 個人情報の開示
- 三 個人情報の内容の訂正等
- 四 個人情報の利用停止等
- 五 個人情報の第三者への提供の停止
- 六 個人情報の取扱いに関する苦情

2 前項の窓口は、運営各施設にあっては個人情報保護管理者が指定し、事務局にあっては総務課とする。

第7章 手数料

(手数料)

第25条 個人情報保護管理者は、第17条に規定する利用目的の通知及び第18条第1項に規定する個人情報の開示の実施に関し、実費を勘案して手数料の額を定めなければならない。

2 前項の手数料は、別に定める。

第8章 個人情報漏えい事故等への対応

(漏洩等事故時の連絡体制)

第26条 職員は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合若しくは発生が高いと判断した場合又はこの規程及びこの規程に基づく規則に違反している事実が生じた場合若しくは生じていることが高いと認められる場合、直ちに個人情報保護管理者又は個人情報管理者が指定する者に報告しなければならない。

ない。

- 2 個人情報保護管理者又は個人情報保護管理者が指定する者は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに協会の個人情報保護統括者に報告しなければならない。
- 3 個人情報保護管理者又は個人情報保護管理者が指定する者は、漏えい等の問題が発生した場合には協会の個人情報保護統括者と協議し、二次被害の防止、類似被害の発生回避の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県の所管課等に報告しなければならない。

第9章 匿名加工個人情報

（匿名加工情報の作成等）

- 第27条 施設は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 施設は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 施設は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 施設は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
 - 5 施設は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 6 施設は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

- 第28条 施設は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第 29 条 施設は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 27 条第 1 項若しくは個人情報の保護に関する法律第 116 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第 30 条 施設は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第 10 章 加名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第 30 条の 2 施設は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 施設は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 施設は、第 5 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 4 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 施設は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 8 条の規定は、適用しない。

5 仮名加工情報取扱事業者は、第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 12 条第 4 項中「前各項」とあるのは「第 30 条の 2 第 5 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 5 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 14 条第 1 項ただし書中「第 12 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 12 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 15 条第 1 項ただし書中「第 12 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 12 条第 4 項各号のいずれか」とする。

6 施設は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に

係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 7 施設は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 8 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4条第2項、第11条の2及び第16条から第22条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第30条の3 施設は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第12条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第30条の3第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
 - 3 第9条から第11条まで、第23並びに前条第6項及び第7項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第9条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第6項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第11章 その他

（職員の義務）

- 第31条 職員は、施設の事業に従事するにあたり、法令等を遵守するとともに、この規程その他の個人情報に関連する内部規程を遵守しなければならない。
- 2 職員は、施設に勤務する期間及び施設を離職した後の期間においても、勤務期間中に知りえた個人情報の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（雇用契約）

- 第32条 個人情報保護管理者は、職員との間で雇用契約を結ぶ際には、前条の義務を課さなければならない。

（違反に対する措置）

- 第33条 職員がこの規程に違反した場合には、職員就業規則に定める処分を行う。
- 2 離職した職員が第31条の規定に違反した場合には、施設に与えた損害に応じ必要な措置をとるものとする。

3 第 11 条の委託された者において個人データの安全管理が行われず、施設に損害を与えた場合には、委託契約等に基づき必要な措置をとるものとする。

(備付け)

第 34 条 この規程及びこの規程に基づく規則は、第 24 条第 2 項に規定する窓口等に備え付け、求めに応じて閲覧に供するなどその周知に努めるものとする。

(職員の研修)

第 35 条 個人情報保護管理者は、年に 1 回は、個人情報保護に関して職員に研修を行わなければならない。

(監査)

第 36 条 個人情報保護管理者は、年に 1 回は、この規程の遵守状況について監査を実施しなければならない。

(規程の見直し)

第 37 条 施設は、必要に応じて、この規程の見直しを行わなければならない。

(運営各施設における特例)

第 38 条 施設の情報保護管理者はこの規程を基にして、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)をはじめとする関係法令の範囲内において、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を基準として、施設を利用する者の個人情報の取扱いに関して別に規程を作ることができる。

(その他)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。